

農林水産物及び食品の輸出を促進するための法律案の骨子

令和元年 9 月
農 林 水 産 省

I 趣 旨

農林水産物及び食品の輸出を促進するため、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、主務大臣又は都道府県知事等による輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずる。

II 法律案の概要

1 農林水産物・食品輸出本部の設置

- (1) 農林水産省に、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）を置く。
- (2) 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
 - ・ 農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関すること
- (3) 本部の長は、農林水産大臣をもって充て、本部員は、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び他の国务大臣のうちから農林水産大臣の申出により内閣総理大臣が任命する者とする。

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画等

- (1) 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定め、これに即して、輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を定める。
- (2) 実行計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ・ 農林水産物及び食品の輸出を促進するために実施する措置（以下「輸出促進措置」という。）を重点的に講ずべき輸出先国並びに農林水産物及び食品
 - ・ 輸出促進措置の内容及び実施期間
 - ・ 輸出促進措置の実施に係る担当大臣 等

3 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置

- (1) 主務大臣及び都道府県知事等による輸出証明書の発行
主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から輸出証明書（輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書）の発行が求められている場合、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができることとする。
- (2) 生産区域の適合性の確認
輸出先国の政府機関が、輸入条件として生産段階における基準等を満たしていることを求める場合があることを踏まえ、主務大臣又は都道府県知事等は、一定の要件に適合する農林水産物及び食品の生産区域を指定することができることとする。
- (3) 生産施設の適合性の認定
輸出先国の政府機関が、輸入条件として生産段階における基準等を満たしていることを求める場合があることを踏まえ、主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関（民間の専門能力がある機関で主務大臣の登録を受けたもの）は、一定の要件に

適合する施設を認定することができることとする。

- ※1 主務大臣として、農林水産物及び食品（酒類を除く。）を所管する農林水産大臣、食品衛生を所管する厚生労働大臣及び酒類を所管する財務大臣を定める。
- ※2 食品衛生法の輸出食品安全証明書の規定（未施行）は、本法案の輸出証明書に含まれることになるので附則により削除する。

（4）登録認定機関

登録認定機関の登録を受けようとする者は、主務大臣に登録の申請をしなければならないものとし、主務大臣は、申請をした者が必要な業務管理体制を有すること等の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないものとする。

4 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

（1）輸出のための取組を行う者は、対象となる農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する輸出事業計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、認定を受けられることとする。

（2）（1）の認定を受けた輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。）の内容に、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（流通合理化法）に基づく食品等の流通の合理化に関する措置が含まれる場合には、同法第7条等の規定を適用し、日本政策金融公庫による融資、債務保証等を受けられることとする。

（3）認定輸出事業計画の内容に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）に基づく製造過程の管理の高度化に関する措置が含まれる場合には、同法第10条の規定を適用し、日本政策金融公庫による融資を受けられることとする。

5 附則（農林水産省設置法の一部改正等）

農林水産省に本部を設置し、新たな事務を所掌させることとなることに伴い、農林水産省設置法を改正し、農林水産省の所掌事務を追加する。その他所要の改正を行う。

Ⅲ 施行期日

令和2年4月1日。